

# 漢訳される『徒然草』

―異種『蒙求』をめぐる―

総合研究大学院大学 文化科学研究科 日本文学研究専攻 黄 昱

## 要 旨

『徒然草』は中世に書かれた書物であるが、中世にはほとんど読まれた形跡はなかった。しかし、近世期に入ってから、『徒然草』の注釈書が盛んに刊行され、いわゆる一種の『徒然草』ブームが起こっていた。近世期における『徒然草』の受容は、こういった注釈書だけではなく、作者兼好法師の伝記、屏風・挿絵などの絵画作品といったさまざまなジャンルに及んでいる。中にも、和文脈の『徒然草』を漢訳する作品が作られていたことは興味深い。この問題について、川平敏文氏の「徒然草の漢訳」という論考があるが、氏が考察した四つの作品のほか、『徒然草』を漢訳した作品はまだ色々な形で見られる。たとえば、中国の『蒙求』に倣って、日本人の手によって書かれた異種『蒙求』という作品群である。本稿は、日本の異種『蒙求』の主なもの十一種類を調査し、その中に『徒然草』本文内容と関連があるものを選出して、その特徴を分析する作業を行う。これらの異種『蒙求』は和文脈の『徒然草』を漢文脈の『蒙求』に取り入れる時、主に三つの特徴が見られる。『徒然草』原文を詳細にまたは忠実に訳し、表現上の独自性を目指すこと、原典からではなく、類書、史書、当代流行の人物伝記類の書物等から引用すること、先行する同じジャンルの異種『蒙求』から引用することである。本稿で取り扱った日本の異種『蒙求』のような当時の文人たちの学問の基礎になった書物に取り入れられたことは、『徒然草』の中の説話は既に人口に膾炙するようなものになっており、同時に『徒然草』が古典として成り立っていることを物語っている。

キーワード：近世期 『徒然草』 異種『蒙求』 漢訳 引用

- 一. はじめに
- 二. 日本の異種『蒙求』について
- 三. 日本の異種『蒙求』に見られる『徒然草』について
- 三. 一 『本朝蒙求』
- 三. 二 『桑華蒙求』
- 三. 三 『俳諧蒙求』
- 三. 四 『日本蒙求』
- 三. 五 『扶桑蒙求』
- 三. 六 『皇朝蒙求』
- 三. 七 『大和蒙求』
- 三. 八 『大日本史蒙求』
- 三. 九 『瓊矛余滴統編』
- 三. 十 『日本蒙求統編』
- 四. まとめ

### 一. はじめに

『徒然草』は中世に書かれた書物であるが、中世にはわずか正徹・心敬・東常縁といった歌人・連歌師の著書に言及された程度で、ほとんど読まれた形跡はなかった。しかし、近世期に入ってから、慶長九（一六〇四）年に古活字本で刊行された秦宗巴の『壽命院抄』を嚆矢として、『徒然草』の注釈書が盛んに刊行され、いわゆる一種の『徒然草』ブームが起こっていた。なお、こういう近世期における『徒然草』受容の重要性は、『徒然草』の研究においては看過されがちであった。

近年、島内裕子氏が『徒然草』研究において近世期『徒然草』受容の重要性を提唱し、「徒然草文化圏」<sup>(1)</sup>という概念を提起した。つまり、

「文学作品としての徒然草と、兼好の人間像」、「注釈書と近世兼好伝」、「思想家・文人にみる徒然草との響映」、「挿絵・屏風・色紙など、絵画化された徒然草」、「近代文学への浸潤」、「翻訳された徒然草」という諸領域を総合したものである。江戸時代の『徒然草』ブームは、注釈書や兼好の伝記の作成に止まらず、詩歌・文章、さらに絵画まで、さまざまなジャンルにその影響を及ぼした。

本稿は、今まであまり顧みられなかった、江戸時代に『徒然草』を漢訳した作品群の一つを取り上げる。江戸時代の『徒然草』漢訳について、川平敏文氏の「徒然草の漢訳」<sup>(2)</sup>という論考がある。氏の論考は、『徒然草』全篇を漢字に置き換えた岡西惟中の『真字寂寞草』、中国の『世説新語』に倣い、奇特なる人物たちの伝記を漢文体で綴った服部南郭の『大東世語』、『徒然草』の七つの章段を漢訳した宇野明霞『明霞先生遺稿』、南郭の漢訳を酷評し、『徒然草』の文章を七つの文体に漢訳した山本北山『作文率』という四つの作品を取り上げたものである。しかし、これらの作品のほかに、『徒然草』を漢訳したものはまだ色々な形で存在している。たとえば、唐代李瀚の『蒙求』に倣い、日本で作られた異種『蒙求』という作品群である。『蒙求』は中国のみではなく、日本でもよく読まれた書物であるが、中国には、その編纂された時代から異種『蒙求』という『蒙求』の亜流というべき作品群が輩出しており、日本にも、特に江戸時代に、出版技術の向上、知識層の拡大、庶民教育の普及などにとともに、異種『蒙求』の出版がピークを迎える。このような異種『蒙求』に、『徒然草』の説話を漢文に訳したものが少なからず見られることは興味深い。本稿はまず、日本における異種『蒙求』の主なもの<sup>(3)</sup>を調査し、その中に『徒然草』関連のものを選出して、その特徴を分析する作業を行った。

## 二. 日本の異種『蒙求』について

日本人の手によって作られた異種『蒙求』の早いものに、平安後期の算道家である三善為康の『童蒙頌韻』があることが、早川光三郎氏の論考によって紹介されている<sup>(4)</sup>。そのほかに、早いものとして、鎌倉時代に、『和漢朗詠集』古注の永済注を著した人物として知られている永済による『扶桑蒙求』があげられる<sup>(5)</sup>。

さらに、江戸時代から明治期にかけて、出版事業の発展と受容層の拡大にともない、異種『蒙求』が空前の流行ぶりを示した。それら異種『蒙求』の中に、『徒然草』と関連のあるものは以下の表で示した通りである。

書名・作者	標題				
①本朝蒙求 (三卷 菅亨 1658 ~ 1702 延宝七年 1679 自序)	兼好徒然、 長明方丈	香蚊殉咎、 資朝羨摘	高市直言、 元良高響	基氏切鯉、 実基返牛	
②桑華蒙求 (三卷 木下公定 1653 ~ 1730 宝永七年 1710 序)	心願雨泥、 陶侃序雪	禪尼繙障、 孟母断機	時頼残響、 晏嬰弊裘	盛親芋魁、 凱之蔗境	良覚堀大、 子夏冠小 允濟還牛
③俳諧蒙求 (三卷 堀長 1718 ~ 1783 明和七年 1770 自序)	愷之甘蔗、 盛親芋頭	時頼味噌、 領使大根			
④日本蒙求 (三卷 恩田維周 1743 ~ 1813 書写年代不明)	能因下車、 登蓮戴笠	孝道麦飯、 盛親芋魁	当道清廉、 時頼俊約		
⑤扶桑蒙求 (三卷 根岸典則 1758 ~ 1831 文政元年 1818 序)	明雲流矢、 護良甲冑	盛親芋魁、 能因車行	隆国辞退、 兼好歴遊	心願雨泥、 武文怒浪	実基返牯、 忠盛出勢 禪尼嫌奢
⑥皇朝蒙求 (三卷 山下直温 1796 ~ 1879 天保元年 1830 自序)	範俊竹人、 延光心符	文覚擊顛、 能因曬顔	法然德音、 宣時秉燭	資朝贈犬、 実基返牛	盛親嗜芋、 隆尊拗花 信隆養鷄、 基氏切鯉
	松尼糊紙、 周防乞枕	兼好艶簡、 黒主撻筆	讚岐絶唱、 法然德音		

## ⑦大和蒙求

(日柳政章 1817 ~ 1868 慶応三年 1867 序)

北条喫鼓、  
東山点茶

## ⑧大日本史蒙求

(五卷 吉川剛 江戸時代末期 明治三年 1870 举例)

禪尼繙障、  
清女君簾  
藤綱清約、  
時頼俊素

## ⑨瓊矛余滴

(三卷 橋本寧 1845 ~ 1884 明治十年 1877 序)

肖柏習字、  
兼好讀書

## ⑩瓊矛余滴続編

(三卷 橋本寧 1845 ~ 1884 明治十年 1877 序)

頭忠執杓、  
時頼索醬

## ⑪日本蒙求続編

(二卷 堤正勝 1826 ~ 1892 明治十五年 1882 序)

時頼淡薄、  
泰時清廉  
藤房忠言、  
兼好尚友

対になっている標題の中で、『徒然草』と関連するものを傍線で示しており、同話を除いて、全部で十八話である。その中の、『本朝蒙求』「兼好徒然」、「扶桑蒙求」「兼好歴遊」、「皇朝蒙求」「兼好艶簡」と『瓊矛余滴』「兼好讀書」の四話は『徒然草』の作者兼好法師の伝記を取り上げたもので、別稿に論じたい。本稿では、『徒然草』の内容に取材した残る十四話を考察の対象とする。

## 三. 日本の異種『蒙求』に見られる『徒然草』について

### 三. 一 『本朝蒙求』

最初に『徒然草』の話が見られる『本朝蒙求』については、本間洋一氏の『本朝蒙求の基礎的研究』一書に詳しく考察されている。ここでは、その概略を紹介しておく。『本朝蒙求』は延宝七(一六七九)年の自序と貞享三(一六八六)年の刊記を有している<sup>(6)</sup>。作者の菅亨は漢学者で、

字は仲徹（中徹）、京都の人である<sup>(7)</sup>。確認できる著書は本書のみである。大谷雅夫氏によると、彼は廣田半之助という名前で『良応親王得度私記』などの記録類に見られ、伊藤仁齋の門人で良応法親王近侍の学者であったという<sup>(8)</sup>。慶応義塾図書館と東京大学付属図書館にその写本があり、国会図書館、内閣文庫などに版本がある。本書には、『徒然草』関連の話は四話あり、その内の二話が一つの対になっている。

まずは、『徒然草』第百五十三段に見られる日野資朝に関する話を見てみる。

#### 香蚊殉咎、資朝羨擒

香蚊者安康天皇時事<sup>三</sup>于大草香皇子<sup>一</sup>。皇子即仁徳子也。有<sup>レ</sup>背<sup>二</sup>安康天皇之命<sup>一</sup>、一旦殺<sup>レ</sup>皇子<sup>二</sup>於<sup>レ</sup>是日。香蚊父子俱傷<sup>二</sup>其君無<sup>レ</sup>罪死<sup>一</sup>之、父抱<sup>三</sup>君頸<sup>二</sup>、二子各執<sup>三</sup>君足<sup>一</sup>而唱曰、吾君無<sup>レ</sup>罪死悲哉。父子三人生事<sup>レ</sup>之、死豈不<sup>レ</sup>殉、是不<sup>レ</sup>臣矣。即自刎<sup>二</sup>死於皇尸側<sup>一</sup>。衆皆流涕也。

日桎黃門資朝者、真夏之後、文章博士亞相俊光之第三子也。正中年中、資朝奉<sup>二</sup>後醍醐帝詔命<sup>一</sup>、陰謀<sup>レ</sup>亡<sup>二</sup>鎌倉北條氏<sup>一</sup>。事竟終就<sup>二</sup>生擒<sup>一</sup>、繼貶<sup>二</sup>降左土<sup>一</sup>、後被<sup>二</sup>死刑<sup>一</sup>焉。初資朝路過<sup>二</sup>六波羅<sup>一</sup>時、偶視<sup>下</sup>冷泉為兼被<sup>二</sup>生擒<sup>一</sup>而往<sup>上</sup>、歎云、嗚呼、在<sup>レ</sup>世者如<sup>レ</sup>此則足矣。後果然也。（『本朝蒙求』卷之下）

①為兼大納言入道、召し捕られて、武士どもうち囲みて、六波羅へ率て行きければ、資朝卿、一条あたりにてこれを見て、「あな羨まし。世にあらん思ひ出、かくこそあらまほしけれ」とぞ言はれける。

（『徒然草』第百五十三段）

『徒然草』第百五十三段は、資朝は為兼が捕まえられたところを見て感嘆した話で、この話を取り上げたのは『本朝蒙求』のみである。本書

は日本の異種『蒙求』の中でも編纂の早いもので、また、『徒然草』の話を取り上げた最初の異種『蒙求』でもある。後の異種『蒙求』に比べて、教訓性より、珍しい逸話を記す傾向がある。対として用いた「香蚊殉死」の話は『日本書紀』にほぼ同文で見られるが、「資朝羨擒」の傍線部分は①としてあげた『徒然草』第百五十三段の文章を省略した形で漢文に訳したものである。資朝の対に、主君に忠実を尽した「香蚊殉死」の話を合わせたことから考えると、菅亨はこの話を忠臣の話として位置づけていると考えられる。

次の「元良高響」話は『徒然草』第百三十二段に見られるものである。

#### 高市直言、元良高響

持統帝三月三日將<sup>レ</sup>行<sup>二</sup>幸伊勢<sup>一</sup>、時中納言三輪朝臣高市麻呂上<sup>レ</sup>表敢直言、諫争曰、天皇之幸<sup>二</sup>伊勢<sup>一</sup>、此妨<sup>二</sup>於農時<sup>一</sup>。帝不<sup>レ</sup>聽竟如<sup>二</sup>於勢州<sup>一</sup>。於<sup>レ</sup>是高市麻呂脱<sup>二</sup>其冠位<sup>一</sup>、擊<sup>二</sup>上於朝<sup>一</sup>重諫曰、農作之節車駕未<sup>レ</sup>可<sup>二</sup>以動<sup>一</sup>。帝不<sup>レ</sup>從<sup>レ</sup>諫也。

兵部主元良者、陽成帝之皇子也。嘗元日在<sup>二</sup>大極殿<sup>一</sup>朝賀、其奏言聲響甚高、而聞<sup>二</sup>鳥羽之道路<sup>一</sup>云。（『本朝蒙求』卷之下）

②元良親王、元日の奏賀の声、甚だ殊勝にして、大極殿より鳥羽の作道まで聞えけるよし、李部王の記に侍るとかや。（『徒然草』第百三十二段）

元良親王が元日の朝拝の賀詞を読み上げる声が鳥羽の作り道まで響いたという話が『李部王記』に見られるという②としてあげた第百三十二段の記事であるが、『李部王記』は現在残欠本のみ伝来しており、その中にこの話は見られない。なお、『本朝蒙求』はこの話の対として、「高市直言」という『日本書紀』に見られる高市麻呂が持統帝に直諫する説話をあげた。

次の「基氏切鯉」と「実基返牛」は両方とも『徒然草』に見られるものである。「基氏切鯉」は『徒然草』第二百三十一段に見られる。

#### 基氏切鯉

藤原基氏、父中納言基家、母白拍子也。在順徳後堀河之朝<sup>一</sup>任<sup>二</sup>参議<sup>一</sup>。其家号曰<sup>レ</sup>園。及<sup>二</sup>四條帝時<sup>一</sup>、上<sup>二</sup>辞表<sup>一</sup>剃髮名曰<sup>二</sup>円空<sup>一</sup>。當時称曰<sup>二</sup>無双庖丁者<sup>一</sup>、嘗自誓切<sup>二</sup>鯉魚<sup>一</sup>及<sup>二</sup>一百日<sup>一</sup>矣。(『本朝蒙求』卷之下)

③園の別当入道は、さうなき庖丁者なり。或人の許にて、いみじき鯉を出だしたりければ、皆人、別当入道の庖丁を見ばやと思へども、たやすくうち出でんもいかごとためらひけるを、別当入道、さる人にて、「この程、百日の鯉を切り侍るを、今日欠き侍るべきにあらず。枉げて申し請けん」とて切られる、いみじくつきぎしく、興ありて人ども思へりけると、或人、北山太政入道殿に語り申されたりければ、「かやうの事、己れはよにうるさく覚ゆるなり。『切りぬべき人なくば、給べ。切らん』と言ひたらんは、なほよかりなん。何条、百日の鯉を切らんぞ」とのたまひたりし、をかしく覚えしと人の語り給ひける、いとをかし。(『徒然草』第二百三十一段)

『徒然草』の原話は③としてあげたように、かなり長いものであるが、『本朝蒙求』は園の別当入道が百日の間に鯉を切るという話をするきっかけになる「或人の所」の出来事と、北山太政入道の批評を切り捨て、傍線部の基氏が無双の料理人で、曾て百日の間に鯉を切ると誓ったという部分だけを取り出しており、話の主旨も『徒然草』と相違している。なお、「園の別当入道」について、『寿命院抄』以来の諸古注は基氏としているが、橋純一氏の『正註つれづれ草通釈』（瑞穂書院一九三八）など近代の注釈書にこれを基氏の孫の基藤とする説も提示され、問題とな

る箇所である。『本朝蒙求』は『徒然草』の近世古注を参照してこの話を基氏の逸話として取り入れたのであろう。

次の「実基返牛」は『徒然草』第二百六段に見られる話である。

#### 実基返牛

徳大寺右府公孝父曰<sup>二</sup>実基<sup>一</sup>、為<sup>二</sup>相国<sup>一</sup>。公孝初為<sup>二</sup>庁屋大理<sup>一</sup>、與<sup>二</sup>同僚<sup>一</sup>評<sup>二</sup>議政事<sup>一</sup>、微官人章兼所<sup>レ</sup>養之一牛放縱走入<sup>二</sup>庁中<sup>一</sup>、上臥<sup>二</sup>于大理座床<sup>一</sup>。同僚皆謂此蓋恠異凶災之端也。以<sup>二</sup>此牛<sup>一</sup>応<sup>レ</sup>與<sup>二</sup>遣平陰陽家<sup>一</sup>。父相国聽<sup>レ</sup>之曰、畜獸無<sup>レ</sup>知、有<sup>二</sup>其脚<sup>一</sup>者何処之無<sup>レ</sup>登哉。且鄙陋少年之官人偶出事<sup>二</sup>於朝<sup>一</sup>、而今豈可<sup>レ</sup>奪<sup>二</sup>取一牛<sup>一</sup>與<sup>二</sup>陰陽氏<sup>一</sup>乎。於是乎返<sup>二</sup>牛於章兼<sup>一</sup>。其所<sup>レ</sup>臥之座床皆改<sup>二</sup>換之<sup>一</sup>。果無<sup>二</sup>凶災<sup>一</sup>。所謂見<sup>レ</sup>恠不<sup>レ</sup>為<sup>レ</sup>恠、則其恠自壞。信乎言也。(『本朝蒙求』卷之下)

④徳大寺故大臣殿、檢非違使の別当の時、中門にて、使庁の評定行はれける程に、官人章兼が牛放れて、庁の内へ入りて、大理の座の浜床の上に登りて、にれうちかみて臥したりけり。重き怪異なりとて、牛を陰陽師の許へ遣すべきよし、各々申しけるを、父の相国聞き給ひて、「牛に分別なし。足あれば、いづくへか登らざらん。疋弱の官人、たまたま出仕の微牛を取らるべきやうなし」とて、牛をば主に返して、臥したりける畳をば換へられにけり。あへて凶事なかりけるとなん。

「怪しみを見て怪しまざる時は、怪しみかへりて破る」と言へり。(『徒然草』第二百六段)

徳大寺実基は、檢非違使庁舎の中に入り、長官の座る浜床に登って反芻し臥していた牛について、凶事として陰陽師に出すべきという意見を止めて、持ち主にその牛を返した話である。『官史記』『左大史小槻季

『継記』等の記録類に同話が見られることが先行研究によって指摘されている<sup>(9)</sup>。④としてあげたように、「実基返牛」の話は傍線部の兼好の評語まで、『徒然草』の原文を忠実に漢訳している。これに対して、前の「基氏切鯉」の話はかなり省略した形で取り入れられている。動物と関する逸話として基氏の逸話を作り直して、この両話を並べたのであろう。

### 三二 『桑華蒙求』

『桑華蒙求』は別書名『新撰自註桑華蒙求』であり、備中足守藩五代藩主木下公定の著作である。刊行年月は必ずしも明らかではないが、巻頭に宝永七（一七一〇）年の序文と巻末に正徳年記の跋文があり、成稿したのは宝永七年夏以前になるが、印行されたのは正徳年間（一七一〇～一七一六）であろうという<sup>(10)</sup>。静嘉堂文庫、京都大学付属図書館などにその写本が蔵せられており、無刊記本は内閣文庫、宮内庁書陵部文庫他に、天保十六（一八三九）年刊本は国会図書館、京都大学付属図書館他に蔵せられる。また、明治十五（一八八二）年刊記の、福田宇中箋註・林正躬訂正『箋註桑華蒙求』が無窮会図書館織田文庫などに蔵せられる。著者の木下公定は元禄十四（一七〇一）年播州赤穂浅野氏改易の時、赤穂城受け取り役を務めた人物として有名であり、藩校追琢館を創立して文教を振興した藩主でもある。『桑華蒙求』の著述も、藩士の教育を目的としたものであろうという指摘が見られる<sup>(11)</sup>。

最初に『桑華蒙求』に取り入れられた『徒然草』の話は第七十七段の佐々木入道心願の話である。

心願雨泥、陶侃廳雪

佐佐木入道心願者、隱岐前司義清嫡男也。嘗仕鎌倉幕府宗尊王。

一日王與近臣蹴鞠、時雨餘泥湿。心願遺獻鋸屑數車、地上布之。

士議称其平日用意矣。

陶侃字士行、晋成帝咸和中、都督交廣荆江等八州軍事、封長沙公。年七十六薨、贈大司馬、謚曰桓。嘗造船、其木屑竹頭皆令籍而掌之。元會大雪始晴、廳事前猶湿。於是所以貯木屑布地、其綜理微密皆此類也。（『新撰自註桑華蒙求』卷之上）

⑤鎌倉中書王にて御鞠ありけるに、雨降りて後、未だ庭の乾かざりければ、いかげんと沙汰ありけるに、佐々木隱岐入道、鋸屑屑を車に積みみて、多く奉りたりければ、一庭に敷かれて、泥土の煩ひなかりけり。「取り溜めけん用意、有難し」と、人感じ合へりけり。（『徒然草』第七十七段）

⑤の第七十七段の本文と比べればわかるように、『桑華蒙求』は心願は車に積んだ木のけづりくずを数台分献じたなど、話の詳細まで忠実に訳している。また、その対に、中国晋代の陶侃の類話が用いられたが、『徒然草』の注釈書『野槌』は、この第七十七段の注に、陶侃の話を引用している<sup>(12)</sup>。この注は後の『徒然草』注釈書に受け継がれて、後述する浅香山井の『徒然草諸抄大成』にも見られる。

次の松下禪尼の話は、『徒然草』第八十四段に見られる。

禪尼繕障、孟母斷機

松下禪尼者、秋田城介景盛女、而嫁副元帥相模守平時氏、生経時時頼、時頼襲父職。禪尼為人貞秀清儉、晚節愈堅。一日手自繕補障子破紙格取障子補之。時禪尼兄義景来訪、見之曰、賢妹何執鄙事。我家有糊工、請命完繕全障、成功甚易、為費不<sub>レ</sub>多。禪尼答曰、老婦亦期他日繕修之、凡物補小破一則不<sub>レ</sub>至大壞、今日時頼將<sub>レ</sub>至、故欲<sub>レ</sub>示以諷曉焉耳。

鄒孟軻母、其舍近墓。孟子少好遊、為墓間之事。孟母曰、此非吾所<sub>レ</sub>以居處子也。乃去、舍市傍。其嬉戲乃賈人術賣之事。

又曰、此非<sup>四</sup>吾所<sup>三</sup>以居<sup>一</sup>處子<sup>二</sup>也。復徒<sup>三</sup>舍<sup>二</sup>學宮<sup>一</sup>之旁<sup>一</sup>、其嬉戲乃<sup>三</sup>設  
俎豆<sup>一</sup>、揖讓進退。孟母曰、真可<sup>三</sup>以居<sup>一</sup>吾子<sup>二</sup>矣。遂居。及<sup>三</sup>孟子既  
學而歸<sup>一</sup>、孟母問<sup>二</sup>學所<sup>一</sup>至、孟子曰、自若也。孟母以<sup>レ</sup>刀斷<sup>二</sup>其織<sup>一</sup>  
曰、子之廢<sup>レ</sup>學若<sup>三</sup>吾斷<sup>二</sup>斯織<sup>一</sup>也。孟子懼且夕勤學不<sup>レ</sup>息、師<sup>二</sup>事子  
思<sup>一</sup>、遂成<sup>二</sup>名儒<sup>一</sup>。君子謂、孟母知<sup>下</sup>為<sup>二</sup>人母<sup>一</sup>之道<sup>上</sup>。〔新撰自註桑  
華蒙求』卷之上)

⑥相模守時頼の母は、松下禪尼とぞ申しける。守を入れ申さる、  
事ありけるに、煤けたる明り障子の破ればかりを、禪尼、手づから、  
小刀して切り廻しつ、張られければ、兄の城介義景、その日のけい  
めいして候ひけるが、「給はりて、某男に張らせ候はん。さやうの  
事に心得たる者に候」と申されければ、「その男、尼が細工によも  
勝り侍らじ」とて、なほ、一間づつ張られけるを、義景、「皆を張  
り替へ候はんは、遙かにたやすく候ふべし。斑らに候ふも見苦しく  
や」と重ねて申されければ、「尼も、後はさはさはと張り替へんと  
思へども、今日ばかりは、わざとかくてあるべきなり。物は破れた  
る所ばかりを修理して用ゐる事ぞと、若き人に見習はせて、心づけ  
んためなり」と申されける、いと有難かりけり。〔徒然草』第  
百八十四段〕

松下禪尼が息子の北條時頼に儉約の徳を教えた逸話であるが、『桑華  
蒙求』は、松下禪尼の対になる人物として、孟子の母を用いた。「孟母  
断機」の話は、「新撰自註桑華蒙求引書目録」に見える『蒙求』（徐子光  
新注）「軻親断機」からほぼそのまま全文引用しているが、前述した浅  
香山井の『徒然草諸抄大成』にこの章段について、「孟母の三遷」の故  
事を以て注釈している<sup>(13)</sup>。『桑華蒙求』は松下禪尼と孟母を突き合わ  
せたのは、『諸抄大成』からヒントを得た可能性が考えられる。「新撰自  
註桑華蒙求引書目録」に、「徒然草抄」という書名があり、前の心願の

逸話の対偶も『諸抄大成』から影響を受けた可能性があることから考え  
ると、本書は『徒然草』から取材した時、これら近世古注を参考したこ  
とが考えられる。

前に表で示したように、『徒然草』二百四十四段の中、日本の異種『蒙  
求』に取り入れられた章段は全部で十四段であり、決して多いとは言え  
ない。それは異種『蒙求』の内容が人物逸話に限られていることも関連  
するが、それでも、その取捨選択は集中しているようである。特に、『徒  
然草』第二百五十五段に見られる北條時頼に関する逸話は、その教訓性が  
人気を呼んだのであろうか、八種の異種『蒙求』に取り入れられ、最も  
引用回数が多い話である。

#### 時頼残醬、晏嬰弊裘

鎌倉元帥平時頼一宵簡召<sup>二</sup>平宣時<sup>一</sup>、而來稍遲、乃馳<sup>レ</sup>介曰、夜陰、  
帽服垢弊何傷、坐俟<sup>二</sup>鼎來<sup>一</sup>。宣時忽至、時頼喜迎曰、我有<sup>二</sup>薄酒<sup>一</sup>、  
欲<sup>レ</sup>與<sup>レ</sup>君對飲<sup>一</sup>、奈<sup>レ</sup>無<sup>二</sup>肴核<sup>一</sup>、請君搜<sup>二</sup>索屋裏<sup>一</sup>可乎。宣時然<sup>二</sup>紙燭<sup>一</sup>  
走<sup>レ</sup>庖厨<sup>一</sup>、乍見<sup>二</sup>架上小孟有<sup>一</sup>未醬<sup>三</sup>豆<sup>二</sup>未醬<sup>一</sup>、呼<sup>レ</sup>殘餘<sup>一</sup>、得<sup>レ</sup>之持去、相  
共<sup>レ</sup>飲、夜深罷去。其古人之節儉如此、豈非<sup>二</sup>奢侈者勸戒<sup>一</sup>乎。

晏嬰字平仲、桓子之子。齊景公以為<sup>レ</sup>相、食不<sup>レ</sup>重<sup>レ</sup>肉、妾不<sup>レ</sup>衣<sup>レ</sup>帛、  
一狐裘三十年。越石父賢、在<sup>二</sup>縲紲之中<sup>一</sup>、晏子解<sup>二</sup>左驂<sup>一</sup>贖<sup>レ</sup>之、以  
為<sup>二</sup>上客<sup>一</sup>。太史公曰、假令晏子在、雖<sup>二</sup>為<sup>レ</sup>之執鞭<sup>一</sup>、所<sup>二</sup>忻慕<sup>一</sup>焉。〔新  
撰自註桑華蒙求』卷之中)

⑦平宣時朝臣、老の後、昔語に、「最明寺入道、或宵の間に呼ばる、  
事ありしに、『やがて』と申しながら、直垂のなくてとかくせしほ  
どに、また、使來りて、『直垂などの候はぬにや。夜なれば、異様  
なりとも、疾く』とありしかば、姿えたる直垂、うちうちのまゝに  
て罷りたりしに、銚子に土器取り添へて持て出でて、『この酒を独  
りたうべんがさうざうしければ、申しつるなり。肴こそなけれ、人

は静まりぬらん、さりぬべき物やあると、いづくまでも求め給へ」とありしかば、紙燭さして、隈々を求めし程に、台所の棚に、小土器に味噌の少し附きたるを見出でて、『これぞ求め得て候』と申ししかば、『事足りなん』とて、心よく数献に及びて、興に入られ侍りき。その世には、かくこそ侍りしか」と申されき。〔『徒然草』第二百十五段〕

この話は、儉約の美德を讃えるものとして取り上げられており、その対の話に、同じ儉約の話である「晏嬰弊裘」を用いている。これは「新撰自註桑華蒙求引書目録」に見える『排韻氏族』（『排韻増広事類氏族大全』）という中国元代の類書の卷十八晏姓「解驂」の項目をそのまま引用したものである。それに対して、時頼の話に傍線で示した、宣時を招いたがなかなか来ないので、再び使者を出し、夜も深いため、服装のことは気にしなくてもよい、はやく参れという部分と、宣時が紙燭を持って厨房に入り、棚の上の小皿に味噌を見つけたという部分は、話の詳細まで原文を忠実に漢文に訳している。

次の盛親僧都の話は『徒然草』第六十段に見られる。

#### 盛親芋魁、凱之蔗境

洛北仁和寺附庸真乘院有盛親僧都者、智徳兼備、得密学蘊奥、衆以為法灯也。為人白皙秀眉、体肥充有膂力、然宏達不羈、不拘礼俗。飢来則飯、劳来则眠、乘輿而往、興尽而帰。性嗜芋魁、饗飧是供、雖誦経講法之際、無不以喫卻焉。或罹疾、閉戸謝客、恣食芋魁、果得除愈。初先師臨終遺囑、授親以旧房、與錢二百貫。他日親売房得一百貫、通則三百貫。寄托諸京城旧識、每乞十貫、為芋魁之資。居数歳、貯錢空竭、無顧吝色。実安貧寡欲之道人也哉。

顧凱之字長康、小字虎頭、有才氣、工畫而癡、時稱其有三絶、才絶畫絶癡絶也。每食甘蔗、自尾至本、云漸入佳境。晋桓温引為大司馬參軍。〔新撰自註桑華蒙求』卷之下〕

⑧真乘院に、盛親僧都とて、やんごとなき智者ありけり。芋頭といふ物を好みて、多く食ひけり。談義の座にても、大きな鉢にうづたかく盛りて、膝元に置きつゝ、食ひながら、文をも読みけり。患ふ事あるには、七日・二七日など、療治とて籠り居て、思ふやうによき芋頭を選びて、ことに多く食ひて、万の病を癒しけり。人には食はする事なし。ただひとりのみぞ食ひける。極めて貧しかりけるに、師匠、死にさまに、錢二百貫と坊ひとつを譲りたりけるを、坊を百貫に売りて、かれこれ三万疋を芋頭の錢と定めて、京なる人に預け置きて、十貫づつ取り寄せて、芋頭を乏しからず召しけるほどに、また、他用に用ゐることなくて、その錢皆に成りにけり。「三百貫の物を貧しき身にまうけて、かく計らひける、まことに有り難き道心者なり」とぞ、人申しける。(中略)この僧都、みめよく、力強く、大食にて、能書・学匠・辯舌、人にすぐれて、宗の法燈なれば、世を軽く思ひたる曲者にて、万自由にして、大方、人に従ふといふ事なし。〔『徒然草』第六十段〕

盛親僧都が異様なほどに芋頭を好んだ話であるが、『徒然草』の話の後半にある僧都の容貌・性格などについての部分を最初にまとめて、その後に芋頭を嗜む逸話を語るといように書き変えるなど、人物伝記風の体裁を整えるための工夫が見られる。その対に、『晋書』「列伝六十二・文苑」や『世説新語』下卷之下「排調篇」、『蒙求』「顧恺丹青」などに見られる、顧凱之は甘蔗を食べる時、尻尾の部分から食べる癖があるという話を用いた。

次の良覚僧正の話は『徒然草』第四十五段に見られる。



良覚堀大、子夏冠小

良覚僧正、族姓藤氏、中郎将実俊子也。性忿狷。偶房側有大榎樹、故人呼称「榎僧正」。覚悪「其目不雅、遂伐其樹」。根株尚存、又呼為「伐株僧正」。覚愈惡「其称、穿棄殘株、其蹤作大堀」、仍又称「堀池僧正」云。

杜欽字子夏、少好「經書」、目偏盲。茂陵有「杜鄴」、與「欽同」姓字、故衣冠謂「欽為「盲杜子夏」。欽惡「之、乃著「小冠」、高広才三寸、由「是更称为「小冠杜子夏」、而鄴為「大冠杜子夏」云。〔新撰自註桑華蒙求〕卷之下)

⑨公世の二位のせうとに、良覚僧正と聞えしは、極めて腹あしき人なりけり。坊の傍に、大きな榎の木がありければ、人、「榎木僧正」とぞ言ひける。この名然るべからずとて、かの木を伐られにけり。その根のありければ、「きりくひの僧正」と言ひけり。いよいよ腹立ちて、きりくひを掘り捨てたりければ、その跡大きな堀にてありければ、「堀池僧正」とぞ言ひける。〔徒然草〕第四十五段)

良覚僧正が三度もあだ名を付けられた話である。同じあだ名に関する中国の杜子夏の話をして対として合せているが、この話は『漢書』卷六十「杜周伝第三十」・『古今事文類聚後集』卷二「人倫部・姓名」・『排韻氏族』卷十四「杜・小冠子夏」などに見られる。

最後の実基が牛を返したという話は、前述した『本朝蒙求』にも見られ、表現の異同が少しあるが、ほぼ同話として認められる。

実基返牯、允濟還牛

従一位相国藤実基公号「後徳大寺」、子公孝累「官為「相国」。公孝初為「大理」時、與「同僚」評「議政事」、會徴土章兼之畜牛、奔逸入「廳事」、登「臥于大理座牀」。同僚皆謂不祥也。応「下」將「此牛」與「陰陽

家上。公聽「之曰、畜獸無知、且有「脚者、何処不「登。今微賤官人、始仕「朝廷」、寧可「奪」卻其一牛「乎。於是返「牛於章兼」。後竟無「凶災」。

隋張允濟為「武陽令」。元武民、以「牯牛」依「婦家」、孳「三十餘犢」。將「婦、而婦家不「與」牛。民訴「県。県不「能」決、乃詣「允濟」。允濟因縛「民、蒙「其首」、過「婦家」云、捕「盜」牛者、令「尽出」牛、質「所」從來」。婦遽曰、此婿家牛。即撤「蒙曰、可「以」牛還「主。婦家叩「頭伏」罪。元武吏大慙。〔新撰自註桑華蒙求〕卷之下)

日本の異種「蒙求」が先行する異種「蒙求」から同話を引用する例は後にも述べるように、少なからず見られる。ここもその一例である。対の話は、同じ牛を持ち主に返す話として連想しやすいものであろう。この張允濟の話は『旧唐書』卷百八十五上「列伝第三百三十五・良吏上」・『新唐書』卷百九十七「列伝第二百二十一・循吏」・『古今事文類聚後集』卷三十九「毛蟲部・牛・法争牛訟」と『古今事文類聚外集』卷十四「縣官部・牯牛還壻」などにある。

### 三三 『俳諧蒙求』

『俳諧蒙求』は明和七（一七七〇）年の自序がある。自筆本は国会図書館に蔵せられ、『加賀能登郷土図書叢刊麦水俳論集』に翻刻がある。著者の堀麦水は江戸時代中期の俳人で、麦水はその俳名で、通用の雅号は樗庵である。貞享期の蕉風俳諧を顕彰したところに特徴がある。『慶安太平記』などの実録の作者としても名高い人物である<sup>14</sup>。彼が『俳諧蒙求』を著した理由は、その自序によると、芭蕉の俳風が衰えることを嘆き、『蒙求』に倣い、日本と中国の人物逸話を用いて、蕉風の俳意を述べることにあるという。ただし、この本は「蒙求」という名を用いながら、和文で書かれた俳論書である。基本的に漢文で書かれる異種「蒙

求』作品群の中では特殊な存在である。本稿の主旨から離れるもののため、ここでは詳しく論述することはしないが、本書の上巻に『徒然草』から「愷之甘蔗、盛親芋頭」と「時頼味噌、領使大根」という三つの逸話を取り入れている。こういう俳論書に『徒然草』の逸話が俳意を述べる事例として用いられたことに注意したい。貞門俳諧の祖である松永貞徳が『徒然草』の注釈書『慰草』を著し、蕉門十哲の一人である各務支考が『つれづれの讚』を記したなど、近世期俳壇における『徒然草』の受容は看過できないものがある。

盛親僧都の話について俳意を述べる部分に、麦水は盛親僧都の嗜好を「かざらざるの徳」として捉え、句を作る時にも、盛親僧都のように、「ありのままの正風をのべ」るのがよいと説いた。「時頼味噌、領使大根」については、「只其志足りなんには、小土器の味噌も二の膳台のものゝ奔走にはまさりつべし。こころ合はん友と交ること、何くれとなく珠得たるおもひなるべき」というように、この話を儉約の話だけではなく、同じ志を分かち合う友のありがたさを説く話として扱っている。これはほかの異種『蒙求』に見られない麦水独自の読みである。

### 三、四 『日本蒙求』

『日本蒙求』は尾張藩の儒者恩田維周の作品で、内閣文庫にその自筆本が所蔵されているが、書写年代は明らかではない。そのほかに、国会図書館、無窮会図書館織田文庫などに蔵せられる。自筆本の直書の外題は「日本蒙求」であるが、巻頭内題は「隸事」となっている。作者の別名は宣充で、号は蕙楼、字は仲任である。尾張藩主徳川宗勝の五男で美濃高須藩第七代藩主であった松平勝当の近侍などを務め、享和二（一八〇二）年に継述館総裁兼藩校明倫堂教授となった。著作を多数残している人物であり、『蒙求』に関してだけでも、『日本蒙求』のほかに、『蒙求攷証』、『蒙求贅言』、『蒙求統紹』三書が見られる<sup>15)</sup>。

最初に本書に取り入れられた『徒然草』の逸話は、鴨長明の『無名抄』にも見られる登蓮上人の話である。

能因下車、登蓮戴笠

僧能因與友人車行、忽下步里許。問是何故。曰、今所過伊勢夫人旧居跡爾、隔世雖邈、庭松尚存、名流所居、奈何可輒乘過哉。伊勢詠歌名流、因以已耽好故敬尚焉。

僧登蓮善和歌、衆人会集、蓮亦在座。談及一秘事、或曰渡邊道人知此。蓮即起求雨具。人問何之。蓮曰、欲詣道人許間中秘事上爾。皆云、方雨何乃太急。蓮曰、命理奄忽、豈待雨齊。遂戴笠而行。（『日本蒙求』卷之中）

衆人会談及一秘事、或人曰、某許道人知此秘。登蓮法師在坐、即起求雨具。座人問何之。曰、欲詣某許間中秘事上爾。皆曰、何乃太急。蓮曰、命理奄忽、那復為人且待雨霽。（『大東世語』卷之一・言語）

⑩人の数多ありける中にて、或者、「ますほの薄、ますほの薄など言ふ事あり。渡辺の聖、この事を伝へ知りたり」と語りけるを、登蓮法師、その座に侍りけるが、聞きて、雨の降りけるに、「蓑・笠やある。貸し給へ。かの薄の事習ひに、渡辺の聖のがり尋ね罷らん」と言ひけるを、「余りに物騒がし。雨止みてこそ」と人の言ひければ、「無下の事をも仰せらるゝものかな。人の命は雨の晴れ間をも待つものか。我も死に、聖も失せなば、尋ね聞きてんや」とて、走り出でて行きつゝ、習ひ侍りにけりと申し伝へたるこそ、ゆゝしく、有難う覚ゆれ。（『徒然草』第百八十八段）

傍線で示したように、一部表現を改めたところがあるが、この部分は、先行する服部南郭の『大東世語』の類話を基にして書かれたことが確認

できる。なお、『大東世語』は「某許道人」としたところを、『日本蒙求』は『徒然草』の本文「渡辺の聖」と同じく、「渡邊道人」と改めた。対の能因の話もほぼ同文で『大東世語』に見られる。

次の「盛親芋魁」の話は前述した『扶桑蒙求』『俳諧蒙求』にも見られるものである。

#### 孝道麦飯、盛親芋魁

妙音相公師長命藤協律孝道、期某日有事必至。其日孝道浪遊都下、過期、公索之不得、及晚自至。公怒、急命左右令作麦飯鯛魚。須臾供至、乃使孝道啖食。孝道適飢、拳皆尽之。公益怒、命拜伏三千餘回。孝道素健且加餐起伏無艱。公搔首曰、奴已如斯、吾無可奈何。公嘗遠行、遇麦飯鯛魚以人之苦惡莫過此者、故以為罰。世傳為笑。

僧都盛親任達不羈、甚嗜芋魁、談義座側貯盛大孟、且啖且論。有病必挾芋魁殊美者、閉居飽食、病亦誠愈。其師死、遺一坊及錢二百緡、亦売坊百緡、拳託人家、稍稍取給辦芋、無用他事、未幾都尽。（『日本蒙求』卷之下）

僧都盛親居真乘院、能善博學、辨論嚴密、稱任達不羈、甚嗜芋魁、談義座側貯盛大孟、且啖且論。未始進人。有病必挾芋魁殊美者、閉居飽食、疾亦誠愈。生平居貧、其師死、遺一坊及錢二百緡、亦売坊百緡、都將三百緡拳託人家、稍稍取給辦芋、無用他事、亦復未幾皆尽。（『大東世語』卷之四・任誕）

傍線で示したように、『大東世語』をほぼそのまま引用しており、「孝道麦飯」の部分も、『大東世語』盛親の話の前の丁にはほぼ同文で見られる。『日本蒙求』は文章表現だけでなく、標題の対を作る時にも『大東世語』を参照したことが認められる。

次は前述した『徒然草』第二百十五段に見られる時頼の話であるが、対の話である「当道清廉」は『日本三代実録』とそれによると思われる『本朝通鑑』の阪上当道の逸話を省略した形で載せている。なお、時頼の話は『大東世語』の文章をほぼそのまま用いている。

#### 当道清廉、時頼儉約

阪上当道、右金吾將軍広野之子、少好武芸、便弓馬。為二舍人一、累遷大理、處法平正。不避權貴、出為陸奥大守、任滿待代卒。当道家世清廉、輕財重義、在州有二清理之稱一、境内肅然、民夷安之。没後無資、臨斂所有布衾一條耳。遺愛在人、後世見思。

平相州時頼、為政鎌倉、儉約率下。平宣時老後謂人曰、昔者相州一夕見邀曰、既夜不必裝束、願疾見臨。乃著故袍往。相州挈酒出曰、偶有二此物一、不可獨酌、聊復迎爾、恨無下物、厨下或有二餘食一、既已中夜人靜、煩君唯所自得。乃秉燭入厨、徧索無有、僅見三度上土器一、豆豉著餘、弃在其中。試且拳至、相州曰、亦足。乃砢然對酌、遂至二歡醉一、其時率如是。（『日本蒙求』卷之下）

平宣時北條時義、庶族、大老後謂人曰、昔者相州平時頼守一夕見邀、尋使再至曰、既夜不必裝束、願疾見臨。乃著故直垂去。至則相州自挈酒出曰、偶有二此物一、不可獨酌、聊復迎爾、恨無下物、厨下或有二餘食一、既已中夜人靜、煩君唯所自得。乃秉燭入厨、徧索無有、僅見三度上土器一、豆豉著餘、弃在其中。試且拳至、相州曰、亦足矣。乃砢然對酌、遂至二歡醉一、其時率如是。相州為政錄（『大東世語』卷之一・德行）

傍線で示した文章を比べればわかるように、表現を改めた所は少々見られるが、『日本蒙求』の文章はほぼ『大東世語』と同文である。この

ように、日本の異種『蒙求』は文章を綴る時、『大東世語』など当時流行の人物伝記類の書物を参考にした傾向が確認できる。

### 三、五 『扶桑蒙求』

『扶桑蒙求』は文政元（一八一八）年の序と天保十四（一八四三）年の刊記を有している。刊本は内閣文庫、筑波大学付属図書館などに蔵せられ、明治四（一八七二）年の後刷り本もある。作者の根岸典則は歌人で、文化・文政時代に活躍した青梅文芸の中心人物である。別名は鳳質で、字は文卿、号は嶮谷・溪雲軒。中原章と井上金峨に師事して、漢学・和歌・禅などを幅広く学び、漢詩集、和歌集など多数の作品を残している<sup>(16)</sup>。『扶桑蒙求』は『桑華蒙求』の影響が目立ち、大部分がその抜き書きではないかと思われる程であるという指摘<sup>(17)</sup>もあるが、『徒然草』関連の話を見る限りでは、『大東世語』の影響もかなり見られる。

最初の明雲座主に関する話は『徒然草』第四百四十六段に見られる。

明雲流矢、護良甲冑

天台座主明雲者、久我雅実孫、六條頭通子。問相者曰、身亦有兵杖之厄一乎。相者曰、有之。公身故心無傷害之畏、而今問如斯、是乃其兆耳。果中流矢而没。

護良親王者、後醍醐帝皇子。初入天台為僧、号尊雲。常好勇事武、带甲冑。有征相陽之志。元弘帝幸和州笠置山、東軍諸將攻圍之久而城兵力竭。帝潜遁外時、親王在般若寺聞之、孤身踰踏、露宿草宿、既曆數日。按察法眼好勇、通志武家、探聽親王所在、率五百士卒向般若寺。親王進退惟谷、潜匿經函中、微誦隱形呪、率尔免厄。（『扶桑蒙求』卷之上）

天台座主明雲、久我相國源雅実之孫、六條大納言頭通子。問相者曰、身亦有兵杖之厄一乎。相者曰、有之。或問何以知之。曰、公身故心無傷害之畏、而今問

如斯、是乃其兆耳。果中流矢而没。安藤親占明雲曰、以除障占視之、明是日月、而下被雲障、不祥、明雲後問藤通、藤通有兵杖之相乎、藤通答云云。

（『大東世語』卷之二・識鑒）

①①明雲座主、相者にあひ給ひて、「己れ、もし兵杖の難やある」と尋ね給ひければ、相人、「まことに、その相おはします」と申す。「如何なる相ぞ」と尋ね給ひければ、「傷害の恐れおはしますまじき御身にて、仮にも、かく思し寄りて、尋ね給ふ、これ、既に、その危ぶみの兆なり」と申しけり。果して、矢に当りて失せ給ひにけり。（『徒然草』第四百四十六段）

傍線で示した部分の文章表現を比べればわかるように、ほぼ『大東世語』と同文であり、その孫引きであると言える。「護良甲冑」の類話は『増鏡』『太平記』などに見られる。『徒然草』に見られる人物の対として、南朝の臣下が登場していることに注意しておきたい。もちろん、同じ武道を嗜み、戦乱に命を落とした僧侶として、明雲座主から護良親王は連想しやすいかもしれないが、当時の兼好が南朝と深い関わりを持つ人物であるというイメージが背景にあると考える。

次の盛親の話は、前述した『大東世語』と『日本蒙求』の同話を省略した形で引用している。対の能因の話も『大東世語』と『日本蒙求』に見られる。『大東世語』と『日本蒙求』の受容範囲を考えると、『扶桑蒙求』は『大東世語』から影響を受けた可能性が大きい、もちろん、同じ異種『蒙求』である『日本蒙求』を参考した可能性も否定できない。

盛親芋魁、能因車行

真乘院盛親任達不羈、甚嗜芋魁、談義座側佇盛大孟、且啖且論、未始進人。有病必挾芋魁殊美者、閑居飽食、疾亦誠愈。能因法師與友人車行、忽下步里許。友人問之。曰、今所過伊勢夫人旧家跡爾、隔世雖邈、庭松尚存、名流所居、奈何可

輒乗過一哉。待二樹杪不レ見而後載行。(『扶桑蒙求』卷之上)

次の心願の話も『桑華蒙求』と同話であり、対の武文の話も『桑華蒙求』に見られる。

心願雨泥、武文怒浪

佐佐木入道心願、隱岐前司義清嫡男也。嘗仕二鎌倉幕府宗尊王<sub>一</sub>。一日王與二近臣<sub>一</sub>蹴鞠、時雨餘泥湿。心願遽獻二鋸屑數車<sub>一</sub>、地上布<sub>レ</sub>之。士議称<sub>二</sub>其平日用意<sub>一</sub>矣。

元弘元年、南帝在二和州笠置山<sub>一</sub>、官軍與二東軍<sub>一</sub>戰不<sub>レ</sub>利。二年、副元帥平高時矯<sub>二</sub>北帝詔<sub>一</sub>遷<sub>二</sub>南帝於隱州<sub>一</sub>、流<sub>二</sub>尊良親王於土州<sub>一</sub>。播多親王有<sub>二</sub>妃藤氏<sub>一</sub>、琴瑟克諧。既自<sub>二</sub>辰商隔離<sub>一</sub>、朝思暮想、暫無<sub>二</sub>止時<sub>一</sub>。随侍唯有<sub>二</sub>右衛門府生秦武文者<sub>一</sub>、親王密諭<sub>二</sub>武文<sub>一</sub>迎<sub>二</sub>藤氏<sub>一</sub>。(後略)(『扶桑蒙求』卷之中)

次の実基の話も前出したもので、『桑華蒙求』と同話であり、また対の忠盛の話も『桑華蒙求』に見られる。

実基返牯、忠盛出勢

相国藤実基号<sub>二</sub>後徳大寺<sub>一</sub>、其男公孝累<sub>レ</sub>官為<sub>二</sub>相国<sub>一</sub>。初為<sub>二</sub>大理<sub>一</sub>時、與<sub>二</sub>同僚<sub>一</sub>評<sub>二</sub>議政事<sub>一</sub>、會徵士章兼畜牛、奔逸入<sub>二</sub>庁事<sub>一</sub>、登<sub>二</sub>臥于大理座床<sub>一</sub>。同僚皆言不詳也。公聽<sub>レ</sub>之曰、畜獸無<sub>レ</sub>知、且有<sub>レ</sub>脚者、何処不<sub>レ</sub>登。今微賤官人、始仕<sub>二</sub>朝廷<sub>一</sub>、寧可<sub>レ</sub>奪<sub>二</sub>却一牛<sub>一</sub>乎。於是返<sub>二</sub>牛於章兼<sub>一</sub>。後無<sub>二</sub>凶災<sub>一</sub>。

刑部尚書平忠盛者、桓武帝遠裔、京兆尹正盛男也。祖先中微至<sub>二</sub>忠盛<sub>一</sub>有<sub>二</sub>武備<sub>一</sub>且獻<sub>二</sub>長寿院宮構之費<sub>一</sub>、仍知<sub>二</sub>但州<sub>一</sub>、兼授<sub>二</sub>四位升殿<sub>一</sub>。於是公卿妬<sub>二</sub>渥遇<sub>一</sub>、将<sub>下</sub>期<sub>二</sub>五節夜宴<sub>一</sub>暗害<sub>中</sub>忠盛<sub>上</sub>。忠盛豫知<sub>二</sub>其謀<sub>一</sub>、而運<sub>二</sub>智計<sub>一</sub>得<sub>レ</sub>免。時公卿諷<sub>二</sub>伶人<sub>一</sub>歌謡曰、伊勢瓶子醋瓶也。

猶<sub>レ</sub>言<sub>二</sub>伊勢平氏者眇目<sub>一</sub>也。蓋平氏出<sub>レ</sub>自<sub>二</sub>勢州<sub>一</sub>、忠盛生得<sub>一</sub>一眼眇故也。(『扶桑蒙求』卷之下)

このように、先行研究で指摘された通り、『扶桑蒙求』は『桑華蒙求』を参照した所がかなり認められる。ここでは省略するが、他に松下禪尼の話、良覚僧正の話もそれぞれ『桑華蒙求』と同話である。

次の「静然折腰」は『徒然草』第百五十二段から取材した話であるが、『徒然草』には日野資朝の逸話として描かれている。傍線で示したように、『大東世語』の文章をほぼそのまま取り入れている。

静然折腰、文覚擊顛

西大寺静然上人、扶<sub>レ</sub>老而朝、白眉折腰、龍鐘甚苦。西園内府実衡側見、乃起敬曰、嗚呼尊宿哉。藤原資朝從<sub>レ</sub>傍、謂曰、是徒年老耳。明日使<sub>二</sub>人牽<sub>二</sub>衰茸一老彪<sub>一</sub>遺<sub>二</sub>内府<sub>一</sub>曰、是可<sub>レ</sub>尊爾。

西行風氣高邁、兼善<sub>二</sub>雅詠<sub>一</sub>。高雄文覚初聞<sub>二</sub>其名<sub>一</sub>、甚醜<sub>レ</sub>之曰、伊既遁<sub>レ</sub>世邪、唯當<sub>二</sub>静修<sub>一</sub>弘理<sub>一</sub>、何故嘯詠浮遊、且走<sub>二</sub>高門<sub>一</sub>乎。吾見<sub>レ</sub>必當擊<sub>二</sub>碎頭腦<sub>一</sub>。(後略)(『扶桑蒙求』卷之下)

西大寺静然上人、扶<sub>レ</sub>老而朝、白眉折腰、龍鐘甚苦。西園内府実衡左衛門公衡之子官内大臣側見、乃起敬曰、嗚呼尊宿哉。藤原資朝從<sub>レ</sub>傍、謂曰、是徒年老耳。明日使<sub>二</sub>人牽<sub>二</sub>衰茸一老彪<sub>一</sub>遺<sub>二</sub>内府<sub>一</sub>曰、是可<sub>レ</sub>尊爾。(『大東世語』卷之五・簡傲)

⑫西大寺静然上人、腰屈まり、眉白く、まことに徳たけたる有様にて、内裏へ参られたりけるを、西園寺内大臣殿「あな尊の気色や」とて、信仰の気色ありければ、資朝卿、これを見て、「年の寄りたるに候」と申されけり。後日に、彪犬のあさましく老いさらばひて、毛剥げたるを曳かせて、「この気色尊く見えて候」とて、内府に参らせられたりけるとぞ。(『徒然草』第百五十二段)

最後の法然の話は『徒然草』第三十九段に見られる。傍線部で示したように、法然の話の部分について、『扶桑蒙求』は『大東世語』の同話を引用している。

通円遺影、法然德音

宇治橋畔有<sub>二</sub>通円者<sub>一</sub>、曾構<sub>二</sub>小店<sub>一</sub>点茶接待。至<sub>レ</sub>今店中刻<sub>二</sub>通円法師像<sub>一</sub>安置、称为<sub>二</sub>通円茶店<sub>一</sub>。

或問<sub>二</sub>法然上人<sub>一</sub>曰、弟子欲<sub>二</sub>專念佛<sub>一</sub>唯時為<sub>レ</sub>睡所<sub>レ</sub>障、何以除<sub>レ</sub>之。上人曰、方寤乃念可也。時称<sub>二</sub>德音<sub>一</sub>（『扶桑蒙求』卷之下）。

或問<sub>二</sub>法然上人<sub>一</sub>曰、弟子欲<sub>二</sub>專念佛<sub>一</sub>唯時為<sub>レ</sub>睡所<sub>レ</sub>障、何以除<sub>レ</sub>之。上人曰、方寤乃念可也。時称<sub>二</sub>德音<sub>一</sub>。（『大東世語』卷之一・言語）

⑬或人、法然上人に、「念仏の時、睡にかされて、行を怠り侍る事、いかゞして、この障りを止め侍らん」と申しければ、「目の醒めたらんほど、念仏し給へ」と答へられたりける、いと尊かりけり。（『徒然草』第三十九段）

以上のように、『扶桑蒙求』は『桑華蒙求』から影響を受けた所も見られるが、『大東世語』を参考して作った部分もかなり認められる。

### 三、六 『皇朝蒙求』

『皇朝蒙求』は天保元（一八三〇）年の自序を有している。作者の山下直温（一七九六～一八七九）は白河藩の儒者で、文政十（一八二七）年に藩の儒官となり、藩校修道館で教えたこともある<sup>18</sup>。内閣文庫所蔵本には明治十三（一八八〇）年十一月にその息子の直太郎が記した凡例があり、それによると、本書は安政五（一八五八）年直温が六十三歳の時に、一旦出版されていたが、途中で直温が失明してしまい、本の校正もまだ弱冠になっていない息子が側で読んで、直温が添削を指示する

形でしかできない状態であったので、刊行したのは上巻のみであった。これはすなわち宮内庁書陵部と上田市立図書館花月文庫等に蔵せられている一巻本である。本書の完本の出版は直温が亡くなった後の明治十四（一八八二）年になる。

『皇朝蒙求』が『徒然草』から取材した最初の話は、前出した第三十九段の明雲座主の話である。

明雲兵厄、延光心符

明雲、大納言明通之子也、為<sub>二</sub>天台座主<sub>一</sub>。嘗問<sub>二</sub>相者<sub>一</sub>曰、身亦有<sub>二</sub>兵厄<sub>一</sub>乎。曰、有。或謂以<sub>レ</sub>何知之。曰、公固応<sub>レ</sub>無<sub>二</sub>傷害<sub>一</sub>而言<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>斯、是乃其兆耳。及<sub>二</sub>宇治之役<sub>一</sub>果中<sub>二</sub>流矢<sub>一</sub>死。初安部泰親、占<sub>二</sub>明雲<sub>一</sub>二字曰、明是日月、而下被<sub>二</sub>雲障<sub>一</sub>不祥。

源延光、親王代明子也、賜<sub>二</sub>姓源<sub>一</sub>、為<sub>二</sub>天曆帝所<sub>一</sub>任用、有<sub>二</sub>魚水之遇<sub>一</sub>。帝嘗謂曰、相遇如<sub>レ</sub>此、朕百歳後、卿尙有<sub>レ</sub>憶耶。延光曰、天恩無<sub>レ</sub>極、不可<sub>二</sub>暫忘<sub>一</sub>。帝曰、時或応<sub>レ</sub>思爾、豈常不<sub>レ</sub>忘哉。延光曰、千秋萬歳後臣願終身不<sub>レ</sub>積<sub>レ</sub>喪、以為<sub>二</sub>刻心之符<sub>一</sub>。帝晏駕後遂服終<sub>レ</sub>身。（『皇朝蒙求』卷之上）

同じ明雲の逸話を取りあげる部分であるが、前述した『扶桑蒙求』「明雲流矢」に比べて、文章表現はかなり異なり、その出典になる漢文作品は見当たらない。また、「延光心符」の類話は『今鏡』に見えるが、同じくその出典になる漢文作品は確認できない。山下直温が『徒然草』の話を基に漢訳したものではなからうと思う。明雲の話について、『扶桑蒙求』は相者の答えを聞いた明雲がその相とはどのようなものであるのかと聞き返した部分を省略したが、『皇朝蒙求』は省略せずに、忠実に漢文に訳している。

次の登蓮法師の逸話も前出したものであるが、同じくその出典になる漢文作品は見当たらない。

登蓮衝雨、能因曬顔

僧登蓮、不知何許人也。嘗衆人会談、及一秘事、或曰、某許道人知此。時蓮在座、起求雨具。人問何之。曰、欲聞秘事爾。皆曰、何乃太急。曰、命理忽諸不可少止、因衝雨行。僧能因、左大臣諸兄十世孫、遠江守忠望子也。初為文章生、有性嗜和歌、偶作白河秋風之詠、自謂絶佳、而恨其不實、乃為下遊東奥者、匿半歲、常出後園、曬顔風日、假作旅疲之状、而出示人云、過白河關所詠、聞者更生興象。(後略)。(『皇朝蒙求』卷之上)

歌僧の逸話として、『日本蒙求』と同じく能因の話を用いたが、『日本蒙求』の「能因曬顔」の話は『大東世語』等に見られるものの、『皇朝蒙求』のこの話とは文章表現の一致性が認められない。やはり、『皇朝蒙求』の独自性が注意される。

次の「宣時秉燭」の話は、ほかの異種『蒙求』にも多く取り上げられた北條時頼の逸話であるが、それらの話と異なつて、時頼ではなく、宣時を標題に取り上げた。

保忠炙餅、宣時秉燭

藤原保忠、左大臣時平子也、承平中兼右近衛大将。性慈惠、冬月入朝、懷炙餅以自煖、冷則分與從者、率以為常。世称賢人大将。

北條宣時、武藏守朝直子也。老後語人曰、昔日相州一夕見邀、曰既夜不必裝束、願疾見臨。乃着故直垂、至則相州自挈酒出曰、偶有此物、不可獨酌、聊復迎子、憾無下物、厨下或有餘食、然已人定。余乃秉燭入厨、徧索無肴、僅見碟中有餘鼓、試持来。相州曰、是亦足矣。暢然對酌、遂至飲醉。(『皇

朝蒙求』卷之上)

また、対の「保忠炙餅」の説話は『大鏡』に見られるが、『大鏡』にはこの冬の寒さを退けるために炙り餅を懐に入れ、冷めたら從者に分ける行為を「いかが思されけむ」<sup>(19)</sup>と、高く評価していないのに対して、本書には、左の本文に傍線で示したように、「性慈惠」として、その慈しみを評価している。さらに、「宣時秉燭」の部分についても、傍線で示したように、この話を儉約の話としてではなく、時頼の拘らない性格を讃えたものとして捉えた。このように、『皇朝蒙求』には作者の独自な意匠が認められる。

次の「資朝贈犬」と「実基返牛」とは二話とも前出のものである。

資朝贈犬、実基返牛

藤原資朝、権大納言俊光子也。嘗與内大臣藤原実衛上直。西大寺僧静然入朝。実衛望見其腰背曲偻、眉毛皓然、有起敬之色。資朝曰、彼老憊耳、敬之者何。他日、縹犬皮毛悴落者贈之。曰、此物亦有可敬之資矣。

藤原実基、左大臣公継子也。嘗入檢非違使庁行事、吏章兼車牛脱、入庁上床臥。衆以為怪、議当送牛陰陽家禳焉。実基曰、牛有蹄足、何処不到。庇弱官人、適会公事、被奪一牛、是可憐恤。衆從其議、返牛其主。竟無凶災。(『皇朝蒙求』卷之中)

廷尉庁行事。吏章兼車牛自脱、入庁上大理牀伏。衆驚以為怪、議当送牛陰陽家禳焉。徳大藤相国実基禳獨曰、牛無意而有蹄足、何処不到。庇弱官人、適会公事、輒被奪一牛、是可憐恤。遂從其議、返牛其主。竟無凶災。(『大東世語』卷之二・雅量)

「資朝贈犬」の話は『扶桑蒙求』「静然折腰」と同じ話であるが、標題からも知られるように、取りあげる人物が異なり、その文章表現もかなり相違する。なお、傍線で示したように、「実基返牛」の話は、ほぼ『大東世語』からの引用である。

次の盛親の話も『日本蒙求』『扶桑蒙求』に既出したもので、同じく前述した『大東世語』と同話である。

盛親嗜芋、隆尊拗花

僧盛親、居真乘院、能書博学、弁論無敵、称一宗法灯。性任達不羈、甚嗜芋魁。談義坐側則盛大孟、且啖且論、未始與人。有病必扱芋魁殊美者、閉居飽食、疾亦誠愈。生平居貧、其師死、遺一坊及錢二百緡、拳託人家、稍取辨芋、無幾皆尽。

僧隆尊、宮内卿家隆子也。善和歌。嘗東遊、見路傍人家桜花盛開、心甚艷、遂拗一枝去。主人使僮追執之、隆尊意色自若、便詠和歌曰、白波能名波立登底毛吉野川花故沈沈身於婆恨志。主人大感、厚遇之。(『皇朝蒙求』卷之中)

ここでは、具体的に論述することは省略するが、他に基氏が百日間鯉を切る話は前述した『本朝蒙求』の同話からの引用であり、松下禅尼と法然上人の話は『大東世語』の同話からの引用である。『皇朝蒙求』は日本の異種『蒙求』の中でも、『徒然草』関連の逸話を一番多く取り入れたものである。その文章には『大東世語』や先行する異種『蒙求』作品からの影響も多く認められるが、文章表現や標題の付け方など、独自の意匠を見せることも少なくない。

### 三、七 『大和蒙求』

『大和蒙求』は江戸時代末期の漢詩人日柳政章(号燕石)の作品である。

燕石は慶応元(一八六五)年に高杉晋作を匿い、逃亡させた嫌疑を受け、明治元(一八六八)年までの四年間は高松の獄に繋がれていた。獄中において、燕石に漢詩の講義を乞うものがあり、これら教生のために、慶応三(一八六七)年に教本として、この『大和蒙求』が作られた。その後、また補足修訂して、書名を『皇和蒙求』に改めたが、いずれも未定稿で、最後の決定稿は散佚している<sup>(20)</sup>。本書は日本人の逸話のみを選出して標題を付けた上、その注として七言絶句を附している点が、ほかの異種『蒙求』と大きく異なる。

本書に取り入れられた『徒然草』の話は、多くの異種『蒙求』にも見られた北條時頼の逸話である。漢詩の形を用いて、時頼の儉約に対して、足利義政の奢侈を批判したものである。

北条喫豉、東山点茶

留賓夜館一杯伝。半碟残壺即盛筵。如此家風誰破了。肉林酒沼氣通天。

枉使犬猿争国権。將軍自作一茶仙。可知蕭散東山閣。輸与豪華北野筵。(『大和蒙求』)

### 三、八 『大日本史蒙求』

『大日本史蒙求』は、題目の通り、『大日本史』に取材したものである。作者の吉川剛は江戸時代末期の漢学者で、生没年は未詳、なお、この『大日本史蒙求』の挙例の最後に、明治三(一八七〇)年の日付があることから、本書の書写年代がわかる。吉川剛は字は全節、通称は久勤・勁である。常陸鹿島神宮祠官吉川縫殿林久の家に生まれ、のち江戸に出て昌平齋に入る<sup>(21)</sup>。本書の写本は現在茨城県立歴史館に所蔵されているが、もともとは鹿島神宮大宮司家第六十七代大宮司鹿島則文(一八三九～一九〇一)の桜山文庫に蔵せられていた。



『大日本史蒙求』に取り上げられた『徒然草』の逸話は第百八十四段  
松下禪尼と第二百十五段の北條時頼の二話である。まずは、松下禪尼の  
話を見てみよう。

禪尼補障、清女君簾

北條時頼母、安達氏、秋田城介景盛女也、称<sub>二</sub>松下禪尼<sub>一</sub>。嘗為<sub>二</sub>時  
頼<sub>一</sub>設<sub>レ</sub>食、兄義景來助<sub>二</sub>治具<sub>一</sub>、尼方手裁<sub>二</sub>小紙<sub>一</sub>、糊<sub>二</sub>補紙格<sub>一</sub>。義景  
請命<sub>レ</sub>人為<sub>レ</sub>之、尼不<sub>レ</sub>顧。義景曰、補<sub>レ</sub>之不<sub>レ</sub>若<sub>二</sub>新<sub>レ</sub>之省<sub>レ</sub>勞。尼曰、  
我豈不<sub>二</sub>之知<sub>一</sub>乎。凡物有<sub>二</sub>小破<sub>一</sub>、宜<sub>レ</sub>修<sub>二</sub>補<sub>レ</sub>之<sub>一</sub>、欲<sub>レ</sub>使<sub>二</sub>兒輩知<sub>二</sub>此意<sub>一</sub>  
一耳。人謂時頼克守<sub>二</sub>勤儉<sub>一</sub>、政理靜寧、亦母教之使<sub>レ</sub>然也。同上(筆者注)卷  
二百二十四列女傳  
清少納言、肥後守清原元輔女也。有<sub>二</sub>才学<sub>一</sub>、与<sub>二</sub>紫式部<sub>一</sub>齊<sub>レ</sub>名。  
一條帝時、仕<sub>二</sub>藤原皇后<sub>一</sub>、被<sub>二</sub>眷遇<sub>一</sub>。皇后雪後顧<sub>二</sub>左右<sub>一</sub>曰、香炉  
峰雪想如何。少納言即起褰<sub>レ</sub>簾、時人歎<sub>二</sub>其敏捷<sub>一</sub>。皇后特喜<sub>二</sub>其才  
華<sub>一</sub>、欲<sub>三</sub>奏為<sub>二</sub>内侍<sub>一</sub>、遭<sub>二</sub>藤原伊周等流竄<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>果。老而家居、屋宇  
甚陋、郎署年少見<sub>二</sub>其貧窶<sub>一</sub>、憫<sub>二</sub>笑<sub>レ</sub>之<sub>一</sub>。少納言自<sub>二</sub>簾中<sub>一</sub>呼曰、不<sub>レ</sub>  
聞<sub>二</sub>有<sub>二</sub>買<sub>下</sub>驂馬骨<sub>上</sub>者<sub>一</sub>乎。笑者慚而去。著<sub>二</sub>枕草子<sub>一</sub>、行<sub>二</sub>于世<sub>一</sub>。同上  
〔大日本史蒙求〕卷之四

北條時頼母安達氏、秋田城介景盛女也、称<sub>二</sub>松下禪尼<sub>一</sub>。東鑑、関東評定  
伝、北條系圖  
嘗為<sub>二</sub>時頼<sub>一</sub>設<sub>レ</sub>食、兄義景來助<sub>二</sub>治具<sub>一</sub>、尼方手裁<sub>二</sub>小紙<sub>一</sub>、糊<sub>二</sub>補紙  
格<sub>一</sub>。義景請命<sub>レ</sub>人為<sub>レ</sub>之、尼不<sub>レ</sub>顧。義景曰、補<sub>レ</sub>之不<sub>レ</sub>若<sub>二</sub>新<sub>レ</sub>之之  
省<sub>レ</sub>勞。尼曰、我豈不<sub>二</sub>之知<sub>一</sub>乎。凡物有<sub>二</sub>小破<sub>一</sub>、宜<sub>レ</sub>修<sub>二</sub>補<sub>レ</sub>之<sub>一</sub>、欲<sub>レ</sub>  
使<sub>二</sub>兒輩知<sub>二</sub>此意<sub>一</sub>耳。人謂時頼克守<sub>二</sub>勤儉<sub>一</sub>、政理靜寧、亦母教之使<sub>レ</sub>  
然也。草徒然〔大日本史〕卷二百二十四・列伝(五)

傍線で示したように、松下禪尼の話だけを見ても、『大日本史蒙求』  
は『大日本史』の記述をほぼ全文そのまま引用していることがわかる。  
また、ここでは本文をあげていないが、清少納言の部分も、同じ『大日

本史』卷二百二十四からほぼ全文を引用している。

次の「時頼儉素」の話も『大日本史』の原文によって書かれたもので  
ある。なお、本文の標題に「時頼儉素」の「素」の字が脱落しているが、  
目録によって補った。

藤綱清約、時頼儉素

青砥藤綱、上総人、北條時頼挙用為<sub>二</sub>引付衆<sub>一</sub>、奏授<sub>二</sub>左衛門尉<sub>一</sub>。  
嘗夜行過<sub>二</sub>滑川<sub>一</sub>、誤墜<sub>二</sub>三十錢於水<sub>一</sub>、藤綱遂命<sub>二</sub>從者<sub>一</sub>、以<sub>二</sub>五十錢<sub>一</sub>、  
買<sub>レ</sub>炬、照<sub>レ</sub>水撈<sub>レ</sub>錢、竟悉得<sub>レ</sub>之。或嘲<sub>二</sub>其失大得少<sub>一</sub>、藤綱響曰、  
甚矣、子等不<sub>レ</sub>用<sub>二</sub>意於経世<sub>一</sub>也。失<sub>二</sub>三十錢<sub>一</sub>雖少、失<sub>レ</sub>之則永損<sub>二</sub>天下  
之貨<sub>一</sub>。五十錢雖損<sub>レ</sub>於我<sub>一</sub>亦益<sub>二</sub>於人<sub>一</sub>。彼此六十錢、其為<sub>レ</sub>利、不<sub>二</sub>  
亦大<sub>一</sub>乎。聞者歎服。藤綱歷<sub>二</sub>仕時頼及時宗<sub>一</sub>、食邑数十所、家富<sub>二</sub>  
於財<sub>一</sub>、立身清約、衣食麤惡、刀室不<sub>レ</sub>髹、每<sub>レ</sub>出一人持<sub>二</sub>木刀<sub>一</sub>從<sub>レ</sub>後。  
及<sub>レ</sub>授<sub>レ</sub>官、応<sub>レ</sub>佩<sub>二</sub>衛府太刀<sub>一</sub>、藤綱不<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>裝飾<sub>一</sub>、只加<sub>二</sub>弦袋<sub>一</sub>而已。  
性好<sub>レ</sub>施、所<sub>レ</sub>入俸悉振<sub>二</sub>給貧困<sub>一</sub>。其在<sub>レ</sub>職、廉潔剛直、不<sub>レ</sub>憚<sub>二</sub>權貴<sub>一</sub>、  
於<sub>レ</sub>是姦吏斂<sub>レ</sub>迹、人人自飭、一時風俗、翕然頓改。至<sub>レ</sub>今談<sub>二</sub>鎌倉  
美積<sub>一</sub>者、咸称<sub>二</sub>時頼時宗<sub>一</sub>、蓋藤綱多<sub>レ</sub>所<sub>二</sub>補益<sub>一</sub>云。

北條時頼、性儉素、食不<sub>レ</sub>貳味、一夕燕居、会<sub>二</sub>族父宣時來<sub>一</sub>、  
時頼手拳<sub>レ</sub>酒曰、獨飲不<sub>レ</sub>若<sub>二</sub>与<sub>レ</sub>卿共之樂<sub>一</sub>也。奈<sub>二</sub>深夜無<sub>二</sub>下物<sub>一</sub>何。  
宣時即起、照<sub>二</sub>紙燭<sub>一</sub>、索<sub>二</sub>殘醬<sub>一</sub>侷<sub>レ</sub>之、終夜对飲、尽<sub>レ</sub>飲而止、其  
淡薄如<sub>レ</sub>此。同上〔大日本史蒙求〕卷之五

北條時頼、時氏子也、小名戒寿、称<sub>二</sub>五郎<sub>一</sub>（中略）性儉素、食不<sub>レ</sub>  
貳味、一夕燕居、会<sub>二</sub>族父宣時來<sub>一</sub>、時頼手拳<sub>レ</sub>酒曰、獨飲不<sub>レ</sub>若<sub>二</sub>  
与<sub>レ</sub>卿共之樂<sub>一</sub>也。奈<sub>二</sub>深夜無<sub>二</sub>下物<sub>一</sub>何。宣時即起入<sub>レ</sub>厨、照<sub>二</sub>紙燭<sub>一</sub>、  
索<sub>二</sub>殘醬<sub>一</sub>侷<sub>レ</sub>之、終夜对飲、尽<sub>レ</sub>飲而止、其澹薄如<sub>レ</sub>此。草徒然〔大日  
本史〕卷二百一・列伝(四)

『大日本史』巻二百一・列伝四「將軍家臣十一」に、北條時頼に続いて青砥藤綱の伝記が見られる。作者吉川剛は『大日本史』の原文から二人の人物の儉約について描いた部分を抜き出して、順番を逆にして本書に記したのであろう。

### 三九 『瓊矛余滴続編』

『瓊矛余滴続編』は明治十(一八七七)年に刊行されたものである。内閣文庫、茨城県立歴史館などに蔵せられている。本書の作者は明治十年代を代表する漢詩文作者の橋本寧である。『瓊矛余滴』とその続編のほかにも、『蓉塘詩鈔』などの詩集があり、雑誌『新文詩』、『花月新誌』で活躍した人物である。名は寧で、字は静甫、蓉塘はその号である。上夢香と神田香巖と一緒に「西京の三才子」と謳われた。明治六(一八七三)年頃に式部寮に出仕し、明治十五(一八八二)年に皇典講究所の教授となつている<sup>(22)</sup>。『寧斎詩話』『開春詩紀』に、野口寧斎が京都三軒屋に岩谷一六を訪れた際、偶然蓉塘と対面して、「長身清癯、袴を著けたる人俄に入り来て曰く、君は松陽先生の令息なるか、余は橋本ヤスシなり」と、されど余は瓊矛余滴を読みたる時よりして、君が五十前後の人ならんと想像し居たるが上に、寧を子イと音読し居たるを以て、偶然君なりとは想ひ到らず、唯唯として答うるのみなりき、既にして君さりて後、始て當面に錯過したることを悟り、悔ても及ばず」という逸話が見られ<sup>(23)</sup>、『瓊矛余滴』は当時高く評価されていることがわかる。

『瓊矛余滴続編』に取り上げられた『徒然草』の逸話は最も人気のある時頼の話である。

#### 顕忠執約、時頼索醬

藤原顕忠、左大臣時平二子也。天徳中、歴官至右大臣、叙従二位<sup>一</sup>、康保二年薨、年六十八。詔贈正二位<sup>一</sup>、称富小路右大

臣<sup>一</sup>。性尚節儉<sup>一</sup>、第宅器物極朴素、盥漱不用<sup>レ</sup>盤、自執<sup>レ</sup>杓灌洗、雖<sup>レ</sup>為<sup>レ</sup>大臣<sup>一</sup>、出無<sup>レ</sup>前驅<sup>一</sup>、騶從甚尠、方<sup>レ</sup>設<sup>レ</sup>大饗<sup>一</sup>、治具簡約、堂廡<sup>一</sup>無<sup>レ</sup>所<sup>レ</sup>崇飾<sup>一</sup>。初時平與菅原道真<sup>一</sup>、並為<sup>レ</sup>左右大臣<sup>一</sup>、構<sup>レ</sup>陷道真<sup>一</sup>、道真遂薨<sup>一</sup>於配所<sup>一</sup>。既而時平諸子相繼物故、世謂<sup>レ</sup>道真之靈所<sup>レ</sup>崇、顕忠深懼<sup>レ</sup>之、每夜拜<sup>レ</sup>于庭<sup>一</sup>、祈<sup>レ</sup>免<sup>レ</sup>難、兄弟中唯顕忠官位顕達、立<sup>レ</sup>朝最久、人皆以為<sup>レ</sup>其畏慎所<sup>レ</sup>致。

北條時頼、小名戒寿、称<sup>レ</sup>五郎<sup>一</sup>、武蔵守泰時之孫、修理亮時氏之子也。寛元四年、兄経時有<sup>レ</sup>疾、時頼代為<sup>レ</sup>執權<sup>一</sup>、循<sup>レ</sup>守泰時式目<sup>一</sup>、内外称<sup>レ</sup>治。建長中為<sup>レ</sup>相模守<sup>一</sup>、進<sup>レ</sup>正五位下<sup>一</sup>、康元元年薨髮、法名道崇、嘗学<sup>レ</sup>禪於宋僧道隆<sup>一</sup>、為<sup>レ</sup>造<sup>レ</sup>建長寺<sup>一</sup>、又造<sup>レ</sup>最明寺<sup>一</sup>、於是老<sup>レ</sup>於最明寺<sup>一</sup>。以<sup>レ</sup>男時宗幼<sup>一</sup>、委<sup>レ</sup>其職于北條長時<sup>一</sup>。時頼既解<sup>レ</sup>職、恐<sup>レ</sup>諸国吏或有<sup>レ</sup>挟<sup>レ</sup>私害<sup>レ</sup>民者<sup>上</sup>、身自毀服、為<sup>レ</sup>行脚僧<sup>一</sup>、間行<sup>レ</sup>諸国<sup>一</sup>、其所<sup>レ</sup>歴之地、察問辨覈、隨<sup>レ</sup>其善惡<sup>一</sup>以行<sup>レ</sup>賞罰<sup>一</sup>。由<sup>レ</sup>是郡国守宰、人自修飾、風化帰<sup>レ</sup>厚、戸口豊安。弘長三年卒、年三十七。臨<sup>レ</sup>終、著<sup>レ</sup>衲衣<sup>一</sup>、上<sup>レ</sup>繩牀<sup>一</sup>、作<sup>レ</sup>偈曰、業鏡高懸、三十七年、一槌打破、大道坦然。時頼自奉儉素、食不<sup>レ</sup>貳味、一夕燕居、会<sup>レ</sup>族父大佛宣時来<sup>一</sup>、時既深夜、時頼手<sup>レ</sup>一壺酒<sup>一</sup>曰、獨酌不<sup>レ</sup>若<sup>レ</sup>與<sup>レ</sup>卿共之樂<sup>一</sup>也。顧安所<sup>レ</sup>得<sup>レ</sup>下物<sup>一</sup>、照<sup>レ</sup>紙燭<sup>一</sup>、索<sup>レ</sup>於度<sup>一</sup>、觀<sup>レ</sup>碟有<sup>レ</sup>殘醬<sup>一</sup>、取而佐<sup>レ</sup>酒、其澹薄如<sup>レ</sup>此。(『瓊矛余滴続編』卷之下)

「時頼索醬」の対に、同じ儉約を描いたものとして「顕忠執約」を用いた。この二つの話とも、『大日本史』によるところが大きい。時頼の部分だけを見てもわかるように、『瓊矛余滴続編』は前述した『大日本史』北條時頼の伝記を参考した部分が多く見られ、『大日本史』の文章表現を省略して書かれたと思われる程である。中にも、時頼と宣時の話について、傍線部のように、『瓊矛余滴続編』は『大日本史』と同文で、宣時がたまた来たことになっているが、『徒然草』の本文は、「最明寺入道、

或宵の間に呼ばる、事ありしに」と時頼が使者を出して宣時を呼んだことになっている。『瓊矛余滴統編』は『徒然草』より、むしろ『大日本史』に近いことがわかる。前にも述べたが、日本の異種『蒙求』は文章を綴る時、当時流行の人物伝記類を参考する傾向が見られる。ここもその一例である。また、これも『大日本史』の刊行が当時の文学に及ぼした影響の一例として注意してよいであろう。

### 三、十 『日本蒙求統編』

『日本蒙求統編』は明治十五（一八八二）年に出版されたものである。内閣文庫、加賀市立図書館聖藩文庫などに所蔵されている。作者の堤正勝は江戸末期明治期の儒者・幕臣で、字は威卿、号は静斎である。広瀬淡窓、安積良斎等に師事し、江戸で漢学塾を開いて講義をすることもあり、明治十一（一八七八）年に私塾「知新学舎」を開いた。『日本蒙求』のほかに、『農学路志留遍』、『国史要略』、『皇朝史鑑』などの通俗教科書類の著作も残している<sup>24</sup>。岡千仞による『日本蒙求統編』の序文に「近聞縣学病皇朝史籍無完書、吾将梓是書以資童蒙」とあるように、本書は啓蒙的教科書の性格の強い書物である。

『日本蒙求統編』も、『徒然草』の中の時頼に関する逸話を取り入れている。

時頼淡薄、泰時清廉

北條時頼、時氏子也。称五郎、代兄経時執権。其在職所施行、一守貞永式目、遵鎌倉旧制、士庶農然靡服、天下称治矣。時頼性儉素、食不重味、嘗夜招一族父宣時、謙飲。宣時至時頼自挈酒出口、偶有此物、不可獨酌、聊復邀君。爾恨無下物、厨下所、有煩君取之。宣時即起覓之、僅得殘餘豆豉而侑之、終夜相对、酣飲尽、歛而止、其淡薄如此。時頼卒、諸将士無親疎、

悲慕慟哭、薙髮者甚衆、下令諸国守護、禁薙髮者、其得士心如此。

北條泰時、義時子也。襲父職執権。為人寛厚温雅、識量過人、在職十八年、政平訟理、衆庶樂業。嘗講究治体、定憲令五十條、謂之貞永式目。泰時清廉自率、無声色娛翫之好、惠愛民物。政子嘗割義時莊園與諸子、命泰時注擬。泰時自取甚薄。政子問之、泰時曰、我不肖忝襲家職、何患不給、唯以撫諸弟為意而已。政子嗟歎。（『日本蒙求統編』卷之上）

時頼の伝記の部分は同じく『大日本史』によっているが、『徒然草』の逸話の部分は『大日本史』ではなく、傍線のように、時頼が宣時を招いたこととなっており、むしろ『徒然草』の原文に近い形である。なお、対の泰時の部分は、ほぼ『大日本史』によっている。

以上今回調査した日本人の手によつて書かれた異種『蒙求』のうち、『徒然草』と関連のある話を考察した。その作者たちは有名な詩人・歌人・漢学者といったような各分野で活躍した知識人であることは言うまでもないが、恩田維周、山下直温、橋本寧、堤正勝のような官学或は私塾において指導者の立場に居る人物や、木下公定のような藩の文教に熱心であった藩主がこれらの書物を著したことから考えると、当時の教育における異種『蒙求』の重要性が認められよう。

### 四、まとめ

このように、『徒然草』から取材した日本の異種『蒙求』十種を見てきた。まずは、これら異種『蒙求』の特徴をまとめてみる。『本朝蒙求』は年代の早いものとして、逸話選択の意図と漢訳する時の文章表現にその独自性が目立つ。『桑華蒙求』は『野槌』『諸抄大成』など『徒然草』の注釈書からの影響が認められる。また、『本朝蒙求』から引用するなど、

先行する異種『蒙求』を利用する傾向が見られる。『俳諧蒙求』は俳論書という特別の体裁で、俳論としての独自の読解が見られる。近世期俳壇における『徒然草』の位置付けを考える上で注意される存在と言える。『日本蒙求』あたりから、『大東世語』の影響が目立ち、『扶桑蒙求』になると、『大東世語』といった当代流行の人物伝記類や、先行する同じジャンル『日本蒙求』『桑華蒙求』から引用する傾向が目立つ。『皇朝蒙求』になると、同じ話でも、標題の人物を変えたり、ほかの書物から引用する時も、省略したり、表現を改めたりするなど、独自性を目指す意匠が見られる。『大和蒙求』は七言絶句という特別な体裁を用いている。『大日本史蒙求』『瓊予余滴続編』『日本蒙求続編』は『大日本史』の影響が目立つ。

これら日本の異種『蒙求』に見られる『徒然草』の逸話は全部で十四話あり、かなりの重複も見られる。北條時頼の儉約の話のように、八種の異種『蒙求』に取り入れられたものもあれば、日野資朝、元良親王、筑紫押領使のように一話しかないものもある。また、基氏、心願、良寛僧正、登連上人、明雲座主、静然上人、法然上人に関する話はそれぞれ二話見られ、実基、松下禅尼の逸話は四話、盛親僧都の逸話は五話見られる。

以上のように、これら異種『蒙求』が和文脈の『徒然草』を漢文脈の『蒙求』に取り入れる時に用いた漢訳の方法として、主に三つの特徴が見られる。一つは、和文脈の『徒然草』を漢訳する時、『徒然草』原文を詳細にまたは忠実に訳すことである。特に『本朝蒙求』『桑華蒙求』『皇朝蒙求』の独自性が注意される。そして、こういう啓蒙用の書物に多用な方法であるが、原典からではなく、類書、史書、或は当代流行の人物伝記類の書物から引用することである。『日本蒙求』『扶桑蒙求』『大日本史蒙求』など多くの異種『蒙求』に見られる。さらに、『扶桑蒙求』が『桑華蒙求』から引用するなど、先行する異種『蒙求』の類話を引用する方

法も認められる。

近世期において、『徒然草』の注釈書が多数作られたが、本稿で取り扱った日本の異種『蒙求』も近世期における『徒然草』受容のもう一つの様態である。このような当時の文人たちの学問の基礎になる書物に取りあげられたことは、近世期に、『徒然草』が古典として成り立ち、その中の説話が既に人口に膾炙するようになっていたことを物語っている。近世期の『徒然草』受容は、注釈書だけではなく、こういう漢文の基礎教養の書にも波紋を及ぼしている。今回は紙幅の関係で、異種『蒙求』の各書が用いた漢訳の方法について詳細な論述はできなかったが、兼好の伝記と関連する部分の考察も含めて、今後の課題として別稿を用意したい。

#### テキスト

『徒然草』本文は慶長十八年刊烏丸本を底本とした安良岡康作『徒然草全注釈』（角川書店、一九七六）による。『本朝蒙求』（貞享三年跋、早稲田大学図書館逍遙文庫蔵公開影像）。『新撰自註桑華蒙求』（天保十五年刊、国文学資料館蔵京都女子大学附属図書館吉沢文庫蔵本のマイクロフィルム）。『俳諧蒙求』（昭和四十七年出版『麦水俳論集』、石川県図書館協会）。『日本蒙求』（書写年代不明、内閣文庫蔵自筆写本）。『扶桑蒙求』（天保十四年刊、国文学資料館蔵公開影像）。『皇朝蒙求』（明治十四年刊、内閣文庫蔵本）。『大和蒙求』（昭和四十二年出版『日柳燕石の研究（その一）』、明石印刷株式会社）。『大日本史蒙求』（明治三年写、国文学資料館蔵茨城県立歴史館蔵本のマイクロフィルム）。『瓊予余滴続編』（明治十年刊、国文学資料館蔵加賀市立図書館聖藩文庫蔵本のマイクロフィルム）。『日本蒙求続編』（明治十五年刊、国文学資料館蔵実践女子大図書館山岸文庫蔵本のマイクロフィルム）。『大東世語』（寛延三年刊、国文学資料館蔵公開影像）。『大日本史』（昭和三年出版、大日本雄弁会）。表記と訓点は原文に従うが、適宜私に改めた所がある。

注

- (1) 島内裕子『徒然草文化圏の生成と展開』笠間書院、二〇〇九年。  
 (2) 川平敏文「徒然草の漢訳」『文彩』六、二〇一〇年三月。  
 (3) 日本の異種『蒙求』の書目については、相田満氏の「『蒙求』型類書の世界」(和漢比較文学叢書八『和漢比較文学研究の諸問題』汲古書院、一九八八年)を参考した。  
 (4) 早川光三郎「蒙求解説」新釈漢文大系『蒙求』明治書院、一九七七年。同注(3)。  
 (5) 同注(3)。  
 (6) 本間洋一『本朝蒙求の基礎的研究』和泉書院、二〇〇六年。  
 (7) 『国書人名辞典』岩波書店、一九九八年。  
 (8) 大谷雅夫「曼殊院良応法親王と伊藤仁斎・東涯」『国語国文』五一・二、一九八二年二月。  
 (9) 滝川政次郎「徳大寺実基について」『国語と国文学』八・一一、一九三二年十一月。  
 (10) 本間洋一「『桑華蒙求』管見―編纂素材と後続書への影響の一斑から」『同志社女子大学日本語日本文学』一八、二〇〇六年六月。  
 (11) 同注(10)。  
 (12) 林羅山『野槌』(吉澤貞人『徒然草古注釈集成』勉誠社、一九九六年)に「『晋書』陶侃嘗造<sub>レ</sub>船。其木屑竹頭皆令<sub>三</sub>籍而掌<sub>レ</sub>之。其後元會大雪始晴序事前猶湿。於<sub>レ</sub>是以<sub>三</sub>所<sub>レ</sub>掌木屑<sub>一</sub>布<sub>レ</sub>地」とある。  
 (13) 『徒然草諸抄大成』(日本図書センター、一九七八年)に「山案此段天下諸侯としては儉約を本とすべきことを教へたり。(中略)さて、禪尼の時頼の母公たれど、臣にかはりて教訓し給ふありがたくこそ、彼孟母の三遷思ひ出られ侍る」とある。  
 (14) 日置謙氏の「袴庵麦水伝」『麦水俳論集』石川県図書館協会、一九三四年。  
 (15) 『名古屋市史人物編下巻』国書刊行会、一九八一年。  
 (16) 松本智子「九州大学付属図書館蔵『夫木集溪雲抄』について」『夫木和歌抄データベース』国文学資料館、二〇〇六年。  
 (17) 注(3) 相田氏の論考と注(10) 本間氏の論考に指摘がある。  
 (18) 『西白河郡誌』名著出版、一九七三年。  
 (19) 橘健二・加藤静子校注・訳新編日本古典文学全集『大鏡』小学館、

- 一九九六年。  
 (20) 相原言三郎「大和蒙求」『日柳燕石研究(その二)』明石印刷株式会社、一九六七年。  
 (21) 同注(7)。  
 (22) 板倉環「橋本蓉塘年譜稿」『江戸風雅』四、二〇一一年。  
 (23) 野口寧斎『寧斎詩話』博文館、一九〇五年。  
 (24) 『日本人名大辞典』講談社、二〇〇一年。  
 本稿は、第一一九回和漢比較文学会西部例会(二〇一三年四月二七日於神戸女子大学三宮キャンパス)における口頭発表に基づくものである。発表の席上、ご教示いただいた諸先生方に厚く御礼申し上げます。

# Translation into Chinese of *Tsurezuregusa*: Evidence from Edo-period Japanese Versions of *Mōgyū*

HUANG Yu

The Graduate University for Advanced Studies,  
School of Cultural and Social Studies,  
Department of Japanese Literature

*Tsurezuregusa* was written in the Middle Ages, but it was not until the Edo period that it became known to the general public. It has been a very popular book ever since, and many commentaries and annotated editions of it have been published. When the *Tsurezuregusa* boom began, some Japanese intellectuals translated it into Chinese. *Mōgyū* (Ch. *Mengqiu*) written in Tang-dynasty China, is an elementary textbook for teaching the Chinese tradition to beginners. Many versions of *Mōgyū* compiled by Japanese intellectuals also appeared in the Edo period. Some of these included stories taken from *Tsurezuregusa*. This essay is about the methods used in the later versions of *Mōgyū* when stories from *Tsurezuregusa* were translated into Chinese.

**Key words:** Edo period, *Tsurezuregusa*, later versions of *Mōgyū*, method of translation into Chinese, quotation